$\left\{ \right.$	3		34		Q			N		E	Jo	E			引 お問	2 引い	合わ	ال طى لك	した 村教	戸 育委員)° 🗲 Tel (6	57) 1) 602	
期間があまりございませんのでご注意ください。	しています。		※園見の通園している力進園からす、8月5日※6月中に申請を済まされた人は除きます。	出してください。	③幼稚園から書類を受け取り、再度幼稚園に提	幼稚園に当委員会から書類を送付します。②連絡があった場合には、園児の通園している	連絡ください。	①村教育委員会に7月2日(月)までに必ずご		②課税証明書	①保育料など減免措置に関する調書	申込時に必要な提出物	る)全員の所得課税額の合計です。	外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限	※幼児と同一世帯に属している父母およびそれ以	以下の世帯及び生活保護世帯	③市町村民税所得割課税額が211,200円(20月1日)。	②申請時の年齢が満3歳(年度途中で3歳にな	住所を有する人	応募資格	応じて補助します。	属する世帯の村民党領こ	的負担を軽くするため、	園させている家庭の怪斉	
産を差し押さえることがあり	ではな	11	足をすい、皆定された期良まで、強制徴収の手続きによって督	未納のまま放置されると、	付の案内を行っています。	話・書面・面談により早期納めていない人に対して、電	金保険料を納付期限までに納	日本年金機構では、国民年	寻ぶコ座辰春らあります。しての納付、そして便利でお	やインターネットなどを利用	クレジットカードによる納付	納めることができます。また	融機関・郵便局・コンビニで	ら送られる納付書により、金	保険料は、日本年金機構か	月額15,040円です。	分までの国民年金保険料は、	14月1日から平均6月3月	保険料は納付期四		ま知らせ	5	国民年人		

~知らせ の納付、そして便利でお られる納付書により、金 での国民年金保険料は 年4月から平成26年3月 徴収の手続きによって督 納のまま放置されると、 **険料を納付期限までに納** 本年金機構では、国民年 □座振替もあります。 シットカードによる納付 ることができます。また **関・郵便局・コンビニで** 険料は、

日本年金機構か 我務のある人(※)の財 課されるだけではなく、 納付がない場合は、延滞 行い、指定された期限ま 系内を行っています。 一直・面談により早期納 いない人に対して、電 ンターネットなどを利用 -5,040円です。 日日年金から 保険料は納付期限までに納めましょう 金の窓口へご相談ください。 ※納付義務のある人(納付義 ありますので、役場の国民年 または「猶予」される制度が 納付が困難な場合は、「免除. いします。 ますので、早めの納付をお願 ます。 う配偶者及び世帯主になり 所得が少ないなど保険料の 連帯して納付する義務を自 務者)とは、被保険者本人 P 24 住民福祉課福祉係 Tel (62) 9195

されるようお願いします。 る場合は、申請書を2枚提出 年間分)についても申請する 万一、障害や死亡といった不 の免除なども併せて申請され ことができます。前一年間分 場合は、平成24年7月分から す。ただし、7月に申請する 7月分から平成2年6月分ま けは、7月1日から開始され してください。申請書は窓口 国民年金担当窓口で手続きを る市区役所および町村役場の ますので、住民登録をしてい 未満)納付猶予制度」があり が免除・猶予となる「保険料 難な場合には、保険料の納付 金保険料を納付することが困 けられない場合があります。 慮の事態が発生すると、障害 本年6月分までの期間(前 での期間を対象に審査をしま に備え付けてあります。 免除制度」や「若年者(30歳 基礎年金や遺族基礎年金が受 免除・猶予の手続きを もしもに備えて保険料 本年度の免除などの受け付 経済的な理由などで国民年 保険料が納め忘れの状態で